■ 論　　文

追手門経営論集，Vol.27, No.1,「別冊」
pp.123-134, June, 2021

内部統制監査と監査法人の交代

藤原 英賢

The relationship between internal control audit and auditor change

Hidetaka FUJIWARA

Otemon Business Management Review, Vol.27, No.1

■ 論　　文

追手門経営論集，Vol.27, No.1,
pp.123-134, June, 2021
Received May 13, 2021

内部統制監査と監査法人の交代[1]

藤原 英賢

1　問題の所在

内部統制監査を適切に実施するためには，クライアントの環境を理解する必要がある。会社が属する業種・業界の状況や会計慣行などを理解することは，経営者の内部統制報告書の適正性を検証する際に役立つ[2]。内部統制に存在する不備がMWに該当するのかどうかを判断する際にもこうした経験や知識が役に立つ。ここでは内部統制監査の問題と監査法人の交代を検証した結果を報告する。

監査を継続して実施することで，クライアントに関する知識を得て，より効果的な監査を実現することができるという主張がある[3]一方で，継続して監査を実施することでクライアントとの馴れ合いなどにより監査法人の独立性が低下するとの懸念を示すものもある[4]（「会計監査のあり方に関する懇談会」提言（2016））。特に，後者については，監査法人の強制ローテーションの議論の背景にある。社会的に影響力がある上場会社の不適切な会計処理が発覚すると，長期の監査契約が問題視されてきた[5]。監査法人のローテーションに関する間接的な証拠として，ここでは内部統制監査の問題と監査法人の交代がどのような関係にあるのかを検証する。

検証する内部統制監査の問題は，（1）存在するMWを見逃した場合と（2）内部統制報告書でMWを連続開示している場合である。どちらの場合も，経営者による内部統制の有効性評価の結果を適切に判断できていなかったことを示している。もし内部統制の有効性評価が不十分であったとしても，内部統制監査が適切に実施されていれば，MWが適時に開示されることになる。内部統制に関する情報開示の信頼性を確保するためには，内部統制監査が有効に機能している必要がある。被監査会社に関する十分な知識は内部統制監査を成功させる可能性を高くする。監査法人の交代によって，被監査会社に関する知識が少ない監査法人が監査を実施することによるデメリットと監査法人の交代によって新しい視点での内部統制監査を実施できるメリットのどちらが大きいのかを調べた。

検証結果は，どの状況でもMW開示前の交代よりも開示後の交代が多いことを示している。それぞれの状況で交代の割合が異なっているのかを調べた結果，MWの連続開示が起きたケースと内部統制監査に成功したケースでMW開示直前期の交代割合に違いがあることがわかった。他の比較

1　この研究は，2017年度一般社団法人日本内部監査協会研究助成の支援を受けている。

2　産業専門性が高い監査人は，クライアントの環境や産業特性への理解が深い。その性質がどのような影響を与えているのか，そして与えられるのかを検証した結果は報告されている。本稿の検証対象である監査法人の交代との関係は，Cenker and Nagy（2008）が検証している。監査法人の産業専門性は，クライアントとのミスマッチや訴訟リスクによる影響を軽減していることを示唆している。

3　ゴーイング・コンサーン監査における監査判断には監査契約期間の長さは関係していない可能性が高いことを示しているRead and Yezegel（2016）などは監査契約期間のメリットを示している。

4　監査契約期間の長期化がもたらすデメリットを示唆する証拠をLi（2010）やChu et al.（2016），Singer and Zhang（2018）などが報告している。

5　金融庁は，2019年10月に監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）を公表している。

検証では違いを発見できなかった。監査法人の交代が内部統制監査における監査判断の誤りに影響を与えている明確な証拠が得られなかったことは，監査法人の強制ローテーションを制度化した場合に明確なデメリットが存在していないことを間接的に示唆している。

本稿での検証結果は，監査法人の強制ローテーションによるメリット・デメリットに関する検証結果を報告している点で学術上の意義がある。監査法人の交代に関しては，その理由が開示情報から正確に得られない課題があるため，本稿での検証でも解釈には慎重になるべきであるが，明確にデメリットがあることを示している証拠ではなかったことは，制度に関する議論にも貢献している。そして，MW開示直後の監査法人の交代が一定以上存在していることを示した証拠は，MWが存在している会社の監査法人の選択，そして監査法人のクライアントのポートフォリオの再編についての議論に対して貢献している。

本稿の構成は下記の通りである。まず，監査法人の交代と開示されたMWの関係を検証している先行諸研究を概観し，本稿の課題との関係を説明する。そして3.では，本稿の検証に関するリサーチ・デザインを示す。本稿の課題を解決するために設定した仮説を説明し，検証に利用したサンプルの選択基準を示す。検証方法についても説明する。4.では，検証結果を報告し，それをどのように解釈したのかを説明する。最後に5.では，本稿の検証結果から得られた発見事項とその示唆を明らかにする。

2．問題の背景

監査法人の交代については，様々な論点から議論されてきている。財務報告の性質との関係（Krishnan（1994），DeFond and Subramanyam（1998），Mande and Son（2013））や資本コストまたは負債コスト（Pittman and Fortin（2004），Francis et al.（2017）），監査報告遅延（Schwarts and Soo（1996）），証券市場での反応（Hackenbrack and Hogan（2002），Krishnan（2002））などがある。監査法人が長期間にわたって財務諸表監査を実施することに対する懸念は独立性の低下と関連して示されている。クライアントと長い間監査を通じて関係をもつことで馴れ合いが生じたり，監査を長年実施することで，監査視点の固定化によってその有効性が低下する危険性を指摘するものである。我が国では，不適切な会計処理が発覚した上場会社の財務諸表監査を同一の監査法人が長期間にわたって実施していたことがわかり，監査法人の強制ローテーションに関する議論が断続的に行われている[6]。

一方で，監査法人が長期間にわたって監査を実施することでメリットもある。上場会社は様々な事業を展開しているし，事業拠点も複数存在していることもある。その事業活動に存在するビジネスリスクを適切に把握するためには，より内外の環境を理解する必要がある。この理解は，監査を実施することでより深まることが期待される。財務諸表監査を続けて実施することで，会社に対する理解が深まるメリットもある。特に内部統制の状況を把握するためには，会社を理解する必要がある。特に内部統制監査をより有効に実施するためには，ある程度の監査を通じた経験が必要になるかもしれない。

MWの開示と監査法人の交代については，ほとんど研究課題と設定された検証は行われていない[7]。本稿の課題とより密接な関係にあるのは，内部統制監査におけるオピニオン・ショッピングを検証したNewton et al.（2016）である。この研究の結果，クライアントが内部統制監査での適正意見を得るオピニオンショッピングに成功していることを発見した。MWの開示と監査法人の交代の関係を検証する際には，開示直前期を対象にするのか，開示期もしくは開示直後を対象にするのか

6　監査法人の定期的な交代についてはいくつかの報告書で検討されている。コーエン委員会報告書（1978）や日本監査研究学会特別委員会報告（2006）は，その導入について消極的である。

7　Ashbaugh-Skaife et al.（2007）は，MWの開示における開示要因の中で監査法人の辞任の有無を含めて検証している。開示直前に監査法人が辞任することでMWの開示確率が高くなっていることを示している。

で両者の関係に関する推測は異なる。

こうした先行研究では，内部統制監査もしくは内部統制報告書でのMWの開示との関係に注目している。我が国では，内部統制監査が適切に実施できる状況なのかが課題となっている。内部統制監査の過程で監査人がMWを見逃したり，その是正に関する判断を誤っている場合は，内部統制報告書が内部統制の状況を適切に表さないまま，適正と判断したことを開示していることになる。こうした判断の誤りは，監査法人の交代とどのような関係にあるのかを本稿では検証する。MWを見逃していた監査法人とMWを発見し，訂正報告書を提出した時点での監査法人が異なっている場合はどの程度の割合で存在しているのか，またその訂正報告書を提出した期の直後で監査法人が交代したケースがどのくらい存在しているのかを検証することで，両者の関係に関する基本的な証拠を入手し，今後検討すべき課題を検討した結果を報告する。

3．リサーチ・デザイン

3.1 仮説

内部統制報告制度が導入されてから，会社は内部統制の状況について内部統制報告書で情報開示する。この報告書が適正に作成されているのかを監査し，その結果を意見表明するのが内部統制監査の役割である。内部統制監査と監査人の交代との関係を検証するためには2つの視点からの推論が必要になる。

まず監査人の視点からだと，MWの存在は，財務諸表監査における統制リスクが高いことを示している。統制リスクの高いクライアントは，監査を失敗する危険性が高くなり，それに対応した監査資源の投下量を増やすことになる。当然それに見合う報酬を受け取る必要がある。もしそれに見合う報酬を受け取ったとしても，監査を失敗すれば，監査法人の信用が低下し，名声が失墜する。こうした不利益を回避するために，会計監査人の辞任が選択肢の一つになる。

Ghosh and Tang（2015）によれば，監査人の辞任の原因には，訴訟リスク[8]と監査リスク，ビジネスリスクがある。ビジネスリスクは，クライアントの事業継続や収益性に関するリスクである。この検証の結果は，監査法人が辞任してから3年間で事後的な訴訟リスクやビジネスリスクの上昇を発見している。そして内部統制の問題の開示によるリスクの上昇も発見している。監査法人は，こうしたリスクの上昇を見越して事前に辞任を決断している可能性を示唆している。

特に大規模監査法人だと多くのクライアントを抱えており，監査を失敗する危険性が高いクライアントを失っても，それほど大きな損失にはならないだろう。こうした財務諸表監査を適切に実施するための負担が大きい会社の監査人を辞任し，新たな顧客を探すことで，監査法人は，クライアントのポートフォリオを再編成することができる[9]。特に内部統制監査の問題が生じる程度に統制リスクの評価が困難な会社について監査人がどのような選択肢を採用するのかについては，検討の余地がある。

また，クライアントの視点から監査法人の交代の問題を検討すると，別の説明ができる。発見した内部統制の不備がMWに該当するのかどうかは難しい判断となる。同じ情報を利用して判断したとしても監査人の判断にばらつきが生じる可能性がある。内部統制報告書で開示するMWが投資家の不信を招くものなら[10]，できる限り開示せず，内々に是正する方法もある。被監査会社が，その内部統制の不備をMWとして開示するよう主張す

8　訴訟リスクと監査法人の辞任との関係はKrishnan and Krishnan（1997）が検証している。

9　Landsman et al.（2009）は，大手監査法人への交代事例をエンロン事件前後で検証した。検証の結果，エンロン事件以降，監査法人はクライアントのミスアライメントに対する感度を高め，クライアントのリスクに対する感度を低くしていることを発見している。一方で米国企業改革法による監査法人の交代傾向に対する影響は発見できなかった。

10　もし内部統制報告書で開示される情報が投資家の意思決定に何ら貢献しないものなら，なぜ外部に独立の報告書として開示しなければならないものになるのかを再検討する必要があるだろう。いわゆる内部統制報告書の情報価値については本稿では検討しないものの，この点については今後の課題になる。

る現在の監査法人を解任し，そのような判断をしない監査法人と契約することもできる。また，もし解任のタイミングがないほど日程的に厳しい場合は，MWを開示することは認めても，次期以降の財務諸表監査を別の監査法人に依頼する可能性がある。

Newton et al.（2016）は，クライアントが内部統制に関するオピニオンショッピングに成功しているのかどうかを検証した[11]。検証結果は，クライアントが内部統制監査における適正意見を得るオピニオンショッピングに成功していることを示している[12]。

こうした推測から，以前に見逃したMWが発見され，開示した後は，MWの見逃しを許していた監査法人を解任し，新しい監査法人を探す可能性が高くなるかもしれない[13]。

仮説1：MWを見逃していたことが明るみになった会社は，訂正報告書開示後，内部統制監査の問題が生じていない会社に比べ監査法人を交代する傾向がある。

また，MWを連続開示している会社ではどうだろうか？連続開示期間中は，内部統制報告書でMWを開示し続けていることになる。MWの連続開示が終わる期で，被監査会社が監査法人を交代させる傾向があるのかもしれない。MWが存在している可能性が高いにもかかわらず監査人が見逃し続けていることは，その是正が真に完了した段階で監査法人を変更し，新しい監査法人の財務諸表監査を受けることにすることもありうる。この推論を調べるために下記の仮説を設定した。

仮説2：MWを内部統制報告書で連続開示している会社では，内部統制監査の問題が生じていない会社と比較し，MWの連続開示期間が終了した後，監査法人を交代する傾向がある。

仮説1と仮説2は，開示後の監査法人の交代の傾向を推測したものであるが，そもそも監査法人の交代は，内部統制監査の問題が生じている要因であるのかどうかを検討する課題もある。監査法人の交代が監査に対して2通りの影響がある。まず，新しい視点の監査を実施し，固定化された視点からの監査では発見できなかった重要な虚偽表示を発見したり，長期化した契約が監査人とクライアントの馴れ合いによる弊害をなくすことができる。もう一つは，監査法人の交代によって新規契約の監査人は不慣れなクライアントの財務諸表監査を実施するため，監査の失敗リスクが高まるものである。財務諸表監査にせよ，内部統制監査にせよ，被監査会社内外の環境を理解し，業種の特性などを理解する必要性は指摘されるところである。

特に，内部統制監査では被監査会社内外の環境を理解することは非常に重要である。会社ごとに特徴などが大きく異なる内部統制の有効性の評価が適切なのかどうかを監査する際に，これらの知識と経験は役立つ。ここでは内部統制の問題が生じている会社では，監査法人が交代している傾向があると予想した。

MWの見逃しについては，MWの見逃しが始まった期の直前（訂正報告書を一番最初に開示した期の直前）で監査法人の交代が発生している傾向があるかもしれない。この監査法人の交代がMWを見逃す可能性を高めるため，この種の内部統制監査の問題が生じていると予想した。

仮説3：MWを見逃した会社は，内部統制監査の問題が生じていない会社に比べ，見逃しが始まった期の直前で監査法人の交代を経験している傾向がある。

MWの連続開示による問題も監査法人の交代と同様の関係があると予想した。内部統制報告書でMWを連続で開示している会社は，本来なら1期

11　この研究の背景には，財務諸表監査におけるオピニオンショッピングについて検証したLennox（2000）がある。このフレームワークを利用して内部統制監査でも同様の行動が観察できるのかを検証している。

12　監査サービス市場の競争が激化している際にこうした行動が誘発されているとしている。

13　もし内部統制報告書の訂正によるMWの開示が情報利用者の不信を生じさせるものなら，その見逃しを許した監査法人を解任し，証券市場における情報利用者の信頼を回復させようとするかもしれない。Mande and Son（2013）は，財務諸表の訂正と監査法人の解任との関係を検証し，訂正による証券市場での信頼性の低下にその解任で対応しようとしていることを発見している。

間の開示で是正まで完了しているはずのMWが残り続けている。この状況は，MWを内部統制報告書で最初に開示した期の直前での監査法人の交代で生じている可能性がある。この交代の結果，クライアントの内外の環境の理解や業種特性などに関する理解が相対的に低い新しい監査法人が内部統制監査を実施することになり，MWの是正が本当に完了しているのかどうかの判断を誤ってしまった結果，内部統制報告書でMWを開示し続けることになったと予想する。

仮説4：MWを内部統制報告書で連続開示している会社では，内部統制報告書でMWを開示した初年度の直前で監査法人の交代を経験している傾向がある。

監査法人の交代は一定数以上存在し，その影響や原因を検証する研究成果は多数報告されているが，本稿では監査法人の交代が起きた理由については考慮していない点で制約がある。例えば，大規模監査法人がクライアント・ポートフォリオを再編するために監査人を辞任したと開示していれば，それを利用できるが，大抵の場合は会計監査人の任期満了を理由としている。本来なら任期満了後契約を更新して長期の監査契約となるのにも関わらず，交代が生じた理由については直接観察できない問題があるが，統制リスクの高まりとそれを回避するための監査法人の行動などの説明から，上記の仮説を設定した。

3.2 検証対象の選択基準

本稿の仮説を検証するためのサンプル企業を選択する基準と最終的なサンプル企業数を説明する。本稿の検証では，サンプル企業を3つのグループにわけている。仮説の検証期間は，2009年3月31日から2018年3月31日である。

(1) 内部統制報告書で1期間だけMWを開示している会社

監査人が，内部統制監査を適切に実施できていれば，MWを見逃すことはなく適時に開示され，その是正に関する判断を誤らずに1期間だけのMWの開示にとどまるだろう。内部統制報告書でMWを1期間だけ開示している会社は，こうした性質があり，少なくとも内部統制監査が適切に実施されている可能性が高い会社である。

選択条件は下記の通りである。

(a) 検証期間中に日本基準で連結財務諸表を作成している会社。
(b) 金融業（銀行業，証券業，保険業）に属していない会社
(c) 決算期間が12ヶ月である。
(d) 企業情報データベースeolで検索した結果，MWを1期間だけ開示している会社
(e) 財務諸表監査を実施している監査法人のデータを日経NEEDS企業基本情報で入手できる会社

条件のうち，(d) について詳細を説明すると，企業情報データベースeolで内部統制報告書を対象とした全文検索を「重要な欠陥 or 開示すべき重要な不備」を検索語として行った。対象は，日本基準で連結財務諸表を開示している会社で金融業（銀行業・保険業・証券業）に属していない会社である。全文検索の結果，内部統制報告書での記載内容を手作業で確認し，MWを1期間だけ開示している会社だけに絞った。上記条件で選択した結果，最終的に利用したサンプルは181社／年である。

(2) 内部統制報告書でMWを連続開示している会社

MWとその是正について開示した内部統制報告書に対して監査人が適正意見を表明しているにもかかわらず，是正できておらず次期以降も開示されるケースがある。本稿では，この是正に関する判断の誤りを内部統制監査の課題として検証した。この是正に関する監査人の判断の誤りを検証するために，内部統制報告書でMWを連続開示している会社を検証対象とした。

選択基準は下記の通りである。

(a) 検証期間中に日本基準で連結財務諸表を作成している会社。
(b) 金融業（銀行業，証券業，保険業）に属していない会社
(c) 決算期間が12ヶ月である。
(d) 企業情報データベースeolで検索した結果，

MWを2期間以上連続開示している会社
(e) 財務諸表監査を実施している監査法人のデータを日経NEEDS企業基本情報で入手できる会社

条件のうち（d）について詳細を説明すると，この会社グループに属する会社を選択するために，企業情報データベースeolで有価証券報告書を対象とした全文検索を，「重要な欠陥 or 開示すべき重要な不備」を検索語として行った。検証の結果，抽出された会社の有価証券報告書を確認し，MWを2期以上連続開示している会社を選択した。1度開示した後，数期間を置いて再度開示している会社は除外している。上記の基準で選択した結果，この会社グループに属する会社として最終的に選択したのは，23社／年である。

(3) 内部統制報告書を訂正してMWを開示している会社

内部統制監査の課題の一つとして，MWの見逃しがある。もし内部統制の有効性評価と内部統制報告書の作成プロセスに問題があっても，内部統制監査が有効ならばMWが発見され，適時に開示される。内部統制報告書の訂正によってMWを開示している会社を検証対象としているのは，この内部統制監査の問題による影響を検証するためである。

検証条件は下記の通りである。

(a) 検証期間中に日本基準で連結財務諸表を作成している会社。
(b) 金融業（銀行業，証券業，保険業）に属していない会社
(c) 決算期間が12ヶ月である。
(d) 企業情報データベースeolで検索した結果，MWを訂正報告書で開示している会社
(e) 財務諸表監査を実施している監査法人のデータを日経NEEDS企業基本情報で入手できる会社

選択条件のうち（d）について詳細を説明する。この会社グループに属する会社を選択するために，企業情報データベースeolで，内部統制報告書の訂正報告書を対象とした全文検索を「重要な欠陥 or 開示すべき重要な不備」を検索語として実施した。その結果，抽出された会社について訂正報告書を手作業で確認し，有価証券報告書における内部統制報告書の訂正報告書でMWを開示している会社を選択した。最終的に，この会社グループに属する会社として検証に利用したサンプルは139社／年である。

3.3 検証方法

本稿では，内部監査の問題と監査法人の交代の関係を検証するために，2つの方法を採用した。まず，内部統制監査の問題が生じていない会社グループとMWの見逃しが生じている会社グループ，MWを連続で開示している会社グループでそれぞれ監査法人の交代がどの程度発生しているのかを調べた。内部統制監査の問題が生じていないグループは，内部統制報告書で1期間だけMWを開示している会社で構成されている。この開示直前と直後での交代の割合を計算した。

MWを見逃しているグループは，内部統制報告書の訂正報告書でMWを開示している会社で構成される。訂正報告書を提出した期の直前に監査法人の交代を経験している会社がどの程度存在しているのか，そして提出直後に監査法人が交代した会社はどの程度存在しているのかを計算した。

MWを連続で開示している会社は，内部統制報告書でMWを連続で開示しているのかどうかで識別した。ここでは最初に内部統制報告書でMWを開示した期の直前に監査法人が交代している会社がどの程度存在しているのか，そして最後に内部統制報告書でMWを開示した期の直後に監査法人が交代した会社がどの程度存在しているのかを計算した。これらの3グループの監査法人の交代については，前任監査法人の規模と後任監査法人の規模で交代のタイプを分けてそれぞれについて会社数を計算する。

内部統制監査の問題の有無が監査法人の交代の存在に関係しているのかを検証するため，2つの比率の差の検定を行った。まず，MWの見逃しがあった会社グループと内部統制監査の問題が起きていない会社グループとを比較した。次に，MW

を連続で開示している会社グループと内部統制監査の問題が起きていない会社グループとを比較した。

4．検証結果とその解釈

最初に，内部統制監査の問題が生じていない会社についての監査法人の交代を検証した結果を表1に要約している。まず，監査法人が交代した会社が全サンプルに占める割合は，MW開示前では13.2%，MW開示後は23.75%である。MW開示後に監査法人が交代した会社の方が，開示前に交代した会社よりも非常に多いことがわかる。MW開示後の交代が多い理由として，MWの存在によって監査法人がクライアントのポートフォリオを変更していることがある。特に上場会社を多数クライアントとして抱えている大規模監査法人では，あえて統制リスクが高い会社の監査を継続するメリットがない。高い統制リスクから重要な虚偽表示が存在している可能性が高くなっている財務諸表の監査で失敗して行政処分などを受け，信用を失うデメリットを受けることを回避しようとするだろう。もう一つは，監査法人によって開示を促されて仕方なくMWを開示したが，それ以上の開示を避けるために内部統制の有効性評価を受け入れてくれる監査法人を探した結果とも解釈できる。内部統制の有効性を評価することは非常に困難であることから，内部統制の不備がMWに該当するのかどうかの判断も難しい。不正な財務報告や従業員による資産の流用が明るみにならない限り，MWを認識できないのかもしれない。判断が難しい状況では，内部統制の不備についてMWと判断する監査法人もあれば，MWと判断しない監査法人もあるだろう。

どちらの推測でも問題になるのは，MW開示後に監査法人が交代した会社は，その次の期では新規の監査法人が監査を実施している。そのため，実際にはMWに該当する不備が存在していたとしてもクライアントの内情に精通していない監査法人が判断を誤っている危険性がある。監査法人の交代と内部統制監査の関係についてより詳細に検証する必要があることを示唆している。

パネルBは，監査法人の交代の種類を規模によって分類した結果をまとめている。MW開示前に監査法人の交代を経験した会社で，一番多いのは中堅・中小監査法人から中堅・中小監査法人へ交代している場合で16件あった。MW開示後についても同様の結果である。MW開示後について大規模監査法人から中堅・中小監査法人へ交代したケースが13件存在していた。これが上記の理由（1）大規模監査法人がクライアントのポートフォリオを変更した結果，（2）存在する内部統制の不備をMWと判断しない監査法人へと交代しよ

表1　内部統制監査に成功しているケースにおける監査法人の交代

パネルA:：監査法人の交代の割合(n=181)

MW開示前	13.20%
MW開示後	23.75%

パネルB：交代の種類

	大規模→大規模	大規模→その他	その他→その他	その他→大規模
MW開示前	2	9	16	1
MW開示後	5	13	22	3

注
MW開示前とは，内部統制報告書でMWを開示する直前である。
MW開示前とは，内部統制報告書でMWを開示する直前である。
大規模とは，有限責任あずさ監査法人，有限責任監査法人トーマツ，新日本有限責任監査法人，PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けている場合である。
その他とは，大規模に分類されない監査法人の監査を受けている場合である。

うとした結果なのかはわからない。この検証結果からわかることは，内部統制報告書で1期間だけMWを開示している会社はMW開示後に中堅・中小監査法人の監査を受ける割合が大きくなっていることである。

次にMWを見逃した会社で監査法人の交代を経験している会社の割合を計算した結果を表2にまとめている。訂正期間中に監査法人が交代していた会社の割合は15.8%であり，訂正報告書を提出直後に監査法人が交代した会社の割合は20.14%であった。訂正期間中に監査法人が交代した会社に割合はそれほど大きくない。もしこの期間中に監査法人を交代している会社が非常に多いのなら，監査法人の交代によって新しい視点の監査ができるようになり，前任監査法人が見逃していたMWを発見できる可能性が高くなるという推測とはかけ離れる結果と解釈できる。しかしながら，計算結果は，監査法人の交代を経験した会社の割合はそれほど大きくない。これらの会社が途中で別の監査法人の監査を受けていればより適時に開示できていたのかどうかはわからない。この検証結果は，監査法人の交代による新たな監査の視点の実現を支持していると解釈できる。

パネルBは，訂正期間中と訂正報告書開示直後でどのような監査法人の交代があったのかを調べた結果である。訂正期間中では，中堅・中小監査法人から別の中堅・中小監査法人へ交代した会社が一番多く17件であった。訂正報告書開示直後の交代でも同様の結果で11件あった。

表2　MWを発見できなかったケースにおける監査法人の交代

パネルA：発見できなかった期前後の交代(n=139)

直前期	15.80%
直後期	20.14%

パネルB：監査法人の交代の種類

	大規模→大規模	大規模→その他	その他→その他	その他→大規模
直前期	5	6	17	2
直後期	5	8	11	4

注
MW開示前とは，内部統制報告書でMWを開示する直前である。
MW開示前とは，内部統制報告書でMWを開示する直前である。
大規模とは，有限責任あずさ監査法人，有限責任監査法人トーマツ，新日本有限責任監査法人，PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けている場合である。
その他とは，大規模に分類されない監査法人の監査を受けている場合である。

MWを内部統制報告書で連続開示した会社について，監査法人が交代したケースの割合を計算した結果を表3にまとめている。最後のMWを開示した内部統制報告書を開示する期に監査法人が交代している会社の割合が30.43%である。最後のMWを開示した内部統制報告書を開示した期の次年度に監査法人が交代した会社の割合は，35.71%である。MWを連続して開示している期間中に監査法人が交代している会社の割合は39.13%であった。表1と表2と比較して高い割合を示しているが，対象となる会社数が23社と少ないため，単純に比較検証ができない。

内部統制報告書でMWを連続開示している会社数が少ないことは内部統制監査の問題としてMWが潜在的に存在する確率は低いことを示しているが，一旦起きれば長期化する危険性が高い。その意味で内部統制監査の問題として無視できないのであるが，この開示期間中の監査法人の交代がある程度存在していることは，訂正報告書とは異なる解釈となるだろう。この開示期間中の監査法人

表3　内部統制報告書でMWを連続開示した監査法人の交代

パネルA：直前・直後での監査法人の交代の割合(n=23)				
直前期	30.43%			
直後期	35.71%			
是正できていない期間	39.13%			
パネルB：監査法人の交代の種類				
	大規模→大規模	大規模→その他	その他→その他	その他→大規模
直前期	0	1	5	0
直後期	9	1	4	9

注
MW開示前とは，内部統制報告書でMWを開示する直前である。
MW開示前とは，内部統制報告書でMWを開示する直前である。
是正できていない期間とは，内部統制報告書でMWを連続して開示している期間である。
大規模とは，有限責任あずさ監査法人，有限責任監査法人トーマツ，新日本有限責任監査法人，PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けている場合である。
その他とは，大規模に分類されない監査法人の監査を受けている場合である。

の交代は，存在するMWの発見と開示に貢献していないと解釈できる。この検証結果は，内部統制報告書でのMWの開示について監査法人の交代によって新たな監査の視点が得られていない可能性が高いことを示唆している。

本稿では内部統制監査の問題と監査法人の交代について検証するために3つのグループを選択した。これらのグループで監査法人の交代に関する割合を計算してきたが，この3つのグループで比率に違いがあるのかどうかを検証した。内部統制監査の問題が生じている会社とそうではない会社とで，監査法人の交代を経験している会社の割合が異なれば，監査法人の交代が内部統制監査における重要な判断に与える影響を明らかにできる。

内部統制監査の問題のうちMWを見逃した会社グループと内部統制監査の問題が起きていない会社グループとで比率に違いがあるのかどうかを調べた結果は，表4に要約している。

パネルAは，監査法人の交代について，MWの見逃しがあった会社グループ（グループ1）では，一番新しい期の訂正報告書の提出直前期と内部統制監査の問題が生じていない会社グループ（グループ2）では，内部統制報告書でMWを開示している期の直前とを比較した。グループ1内で監査法人の交代を経験した会社の割合は，15.8%であった。グループ2内で監査法人の交代を経験した会社の割合は，13.2%であった。この比率の違いについて仮説検定を行った結果，統計的に有意とは言えない結果となった。検証対象期間について，監査法人の交代を経験した会社の割合について違いがない可能性が高いことを示している。

パネルBは，監査法人の交代について，グループ1では一番新しい期の訂正報告書を提出した直後，グループ2では内部統制報告書でMWを開示した直後について検証した結果をまとめている。グループ1内で監査法人の交代を経験している会社の割合は20.14%であり，グループ2内で監査法人の交代を経験している会社の割合は23.75%であった。この比率の違いについて仮説検定した結果，統計的に有意とは言えない結果となった。検証対象期間について両グループの間で監査法人の交代を経験した会社の割合は違いがない可能性が高いことを示している。

例えば，グループ2に比べ，グループ1内で監査法人の交代を経験している会社の割合が明確に違っているのなら，監査法人の交代による内部統制監査の影響が存在している可能性を示唆する証拠となるが，こうした証拠は得られていない。監査法人の交代による新しい視点の監査によるメリット，もしくは不慣れなクライアントに対する監査で見落しが生じるデメリットも識別できない結果となった。

表4　MWの見逃しが起きた会社と
内部統制監査で問題が起きなかった会社での比率の差の検定

パネルA：直前期における監査法人の交代の割合

	割合	z値
グループ1(n=139)	18.67%	1.105
グループ2(n=181)	14.35%	

パネルB：直後における監査法人の交代の割合

	割合	z値
グループ1(n=139)	20.14%	-0.771
グループ2(n=181)	23.75%	

注
グループ1は，訂正報告書でMWを開示している会社である。
グループ2は，内部統制報告書でMWを1期間だけ開示している会社である。

内部統制監査の問題のうちMWが潜在的に残っている可能性がある会社グループ（グループ1）と内部統制監査の問題が生じていない会社グループ（グループ2）とで監査法人の交代を経験している会社の割合が異なるのかどうかを検証した結果を表5にまとめている。

パネルAは，グループ1については，一番新しい内部統制報告書でのMWの開示直前期で，そしてグループ2については内部統制報告書でMWを開示している期の直前で監査法人の交代を経験している会社の割合を示している。グループ1内の監査法人の交代を経験している会社の割合は，30.43%であった。グループ2内の監査法人の交代を経験している会社の割合は，14.35%であった。この比率の違いについて仮説検定した結果，有意水準5%で統計的に有意である結果を得た。

パネルBは，グループ1については一番新しい内部統制報告書でのMWの開示直後で，そしてグループ2については内部統制報告書でMWを開示している期の直後で監査法人の交代を経験している会社の割合を示している。グループ1内の監査法人の交代を経験した会社の割合は35.71%であり，グループ2内の監査法人の交代を経験した会社の割合は23.75%である。この比率の違いについて仮説検定した結果，統計的に有意と言える水準ではなかった。パネルBの結果から，グループ1に

表5　MWを連続開示している会社とMWを1期間だけ開示している会社での比率の差の検定

パネルA：直前期の交代の割合

	割合	z値
グループ1(n=23)	30.43%	*-1.98*
グループ2(n=181)	14.35%	

パネルB:直後期の交代の割合

	割合	z値
グループ1(n=23)	35.71%	-1.001
グループ2(n=181)	23.75%	

注
グループ1は，内部統制報告書でMWを連続開示している会社である。
グループ2は，内部統制報告書でMWを1期間だけ開示している会社である。
斜体字は有意水準5％で統計的に有意であることを示している。

おいて開示直前期の監査法人の交代の割合は，グループ2における割合よりも大きいことがわかった。MWを継続して開示している状況で最後の開示直前期で監査法人の交代を経験している会社が多いのは，新しい監査法人による内部統制監査の結果，是正に関する判断を適正に行うことができている可能性を示唆している。この結果は，監査法人の交代によってMWの是正に関する判断を適切に行なっている可能性を示唆していることから，新しい監査の視点によるメリットを享受していると解釈できる。

5．まとめと含意

本稿では，内部統制監査の問題と監査法人の交代との関係を調査した。内部統制の有効性の評価は難しい。この判断について監査法人の交代がどのような関係にあるのかを調べることで，監査法人の交代による影響に関する知見を得ようと試みた。監査法人の交代については，従来の監査法人の監査とは異なる視点で監査を実施することになるため，固定化された視点による監査の弊害をなくすことができるとされる一方で，不慣れなクライアントの監査を実施するため，十分な知識や経験を有していない監査人が監査を実施することによる監査の失敗リスクが高くなる可能性もある。特に会社内外の環境を把握し，適切な判断が求められる内部統制監査の実施について監査法人の交代がどのような関係にあるのかを調べた。

本稿の検証結果からの発見事項は2つある。まず，MWの見逃しが起きているグループと内部統制監査の問題が生じていない会社グループとで監査法人の交代の割合に明確な違いがない可能性が高いことである。この結果から，MWの見逃しについては監査法人の交代は無関係である可能性が高いことを発見した。次に，MWが潜在的に残っている可能性が高い会社グループではその一番新しい開示期の直前での交代を経験した会社の割合が，内部統制監査の問題が生じていない会社グループの開示直前期よりも大きいことを発見した。前者内の会社において最後の期は新しい監査法人が監査を実施しており，その是正に関する判断は適切であったことを示唆しているため，MWに関する判断については監査法人の交代が関係している可能性があると解釈した。そしてその関係は，新しい視点の監査の実施による効果が大きい可能性を示している。

本稿の検証結果の解釈には3点の制約がある。まず，MWが内部統制報告書で連続開示されている会社は少ない。そのため，検証対象期間を変更することで，結果が変化する可能性がある。本稿では，条件に従って得たすべての会社を対象としているので，サンプルをこれ以上得ることが難しい。次に，監査法人の交代がなぜ起きているのかについては言及していない。例えば，大規模監査法人のクライアントのポートフォリオの修正によって生じているのか，それともクライアントが内部統制の有効性を認めてくれる監査法人を探した結果なのかでは解釈に影響するだろう。監査法人の交代の際に理由も付記されるが，それが形式的なもので実質的には何かがわからない[14]以上，状況証拠に頼る検証しかできないだろう。最後に，本稿ではMWの存在を前提としている。MWを開示していない会社は検証していないため，これらの会社を含めた検証を行うことで別の結果が得られるのかもしれない。

証拠の解釈には制約が存在しているものの，監査法人の交代による内部統制監査における判断が適切に行われる可能性が高くなることを示唆する証拠を報告している貢献がある。

参考文献

Ashbaugh-Skaife, H., D. W. Collins, and W. R. Kinney. 2007. The discovery and reporting of internal control

14 例えば，会計監査人の任期満了を理由とした交代だったとしても，通常は更新される監査契約をなぜやめたのか？そしてどちらから提案したのかといった具体的な内容がわからないと開示されている理由を鵜呑みにしてよいのかを判断できない。

deficiencies prior to SOX-mandated audits. *Journal of Accounting and Economics* 44（1-2）:166-192.

Cenker, W. J., and A. L. Nagy. 2008. Auditor Resignations and Auditor Industry Specialization. *Accounting Horizons* 22（3）:279-295.

DeFond, M. L., & Subramanyam, K. R. 1998. Auditor changes and discretionary accruals. *Journal of accounting and Economics* 25（1）: 35-67.

Francis, B. B., D. M. Hunter, D. M. Robinson, M. N. Robinson, and X. Yuan. 2017. Auditor Changes and the Cost of Bank Debt. *The Accounting Review* 92（3）:155-184.

Ghosh, A., and C. Y. Tang. 2015. Auditor Resignation and Risk Factors. *Accounting Horizons* 29（3）:529-549.

Hackenbrack, K. E., & Hogan, C. E. 2002. Market response to earnings surprises conditional on reasons for an auditor change. *Contemporary Accounting Research* 19（2）: 195-223.

Krishnan, J. 1994. Auditor switching and conservatism. *Accounting Review* 69（1）:200-215.

Krishnan, J., & Krishnan, J. 1997. Litigation risk and auditor resignations. *Accounting Review* 72（4）:539-560.

Krishnan, J. 2002. The timing and information content of auditors' exhibit letters relating to auditor changes. Auditing: *A Journal of Practice & Theory* 21（1）: 29-46.

Landsman, W. R., K. K. Nelson, and B. R. Rountree. 2009. Auditor Switches in the Pre‐ and Post‐Enron Eras: Risk or Realignment? *The Accounting Review* 84（2）:531-558.

Lennox, C. 2000. Do companies successfully engage in opinion-shopping? Evidence from the UK. *Journal of accounting and economics* 29（3）:321-337.

Mande, V., and M. Son. 2013. Do Financial Restatements Lead to Auditor Changes? *AUDITING: A Journal of Practice & Theory* 32（2）:119-145.

Newton, N. J., J. S. Persellin, D. Wang, and M. S. Wilkins. 2016. Internal Control Opinion Shopping and Audit Market Competition. *The Accounting Review* 91（2）:603-623.

Pittman, J. A., and S. Fortin. 2004. Auditor choice and the cost of debt capital for newly public firms. *Journal of Accounting and Economics* 37（1）:113-136.

The Commission on Auditors' Respomsibilities. 1978. Report, Conclusions, and Recommendations. New York, NY: The Commission on Auditors' Responsibilities.（鳥羽至訳［1990］『財務諸表監査の基本的枠組み－見直しと勧告－』白桃書房）

金融庁（2016）「「会計監査の在り方に関する懇談会」提言」。

金融庁（2019）「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」。

日本監査研究学会（2016）「日本監査研究学会　特別委員会報告「監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査研究特別委員会報告書」」。

Ashbaugh-Skaife, H., D. W. Collins, and W. R. Kinney. 2007. The discovery and reporting of internal control deficiencies prior to SOX-mandated audits. *Journal of Accounting and Economics* 44（1-2）:166-192.

Cenker, W. J., and A. L. Nagy. 2008. Auditor Resignations and Auditor Industry Specialization. *Accounting Horizons* 22（3）:279-295.

Chu, L., J. Dai, and P. Zhang. 2016. Auditor Tenure and Quality of Financial Reporting. *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 33（4）:528-554.

Francis, B. B., D. M. Hunter, D. M. Robinson, M. N. Robinson, and X. Yuan. 2017. Auditor Changes and the Cost of Bank Debt. The *Accounting Review* 92（3）:155-184.

Ghosh, A., and C. Y. Tang. 2015. Auditor Resignation and Risk Factors. *Accounting Horizons* 29（3）:529-549.

Landsman, W. R., K. K. Nelson, and B. R. Rountree. 2009. Auditor Switches in the Pre‐and Post‐Enron Eras: Risk or Realignment? *The Accounting Review* 84（2）:531-558.

Li, D. 2010. Does auditor tenure affect accounting conservatism? Further evidence. *Journal of Accounting and Public Policy* 29（3）:226-241.

Mande, V., and M. Son. 2013. Do Financial Restatements Lead to Auditor Changes? *AUDITING: A Journal of Practice & Theory* 32（2）:119-145.

Newton, N. J., J. S. Persellin, D. Wang, and M. S. Wilkins. 2016. Internal Control Opinion Shopping and Audit Market Competition. *The Accounting Review* 91（2）:603-623.

Pittman, J. A., and S. Fortin. 2004. Auditor choice and the cost of debt capital for newly public firms. *Journal of Accounting and Economics* 37（1）:113-136.

Read, W. J., and A. Yezegel. 2016. Auditor Tenure and Going Concern Opinions for Bankrupt Clients: Additional Evidence. *AUDITING: A Journal of Practice & Theory* 35（1）:163-179.

Singer, Z., and J. Zhang. 2018. Auditor Tenure and the Timeliness of Misstatement Discovery. *The Accounting Review* 93（2）:315-338.